

一般社団法人東大機械同窓会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人東大機械同窓会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、会員の親睦を厚くし、会員と大学の連携を強くし、現役学生の支援を行うとともに、併せて産学連携の道を広げ、我が国の機械工学の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 名簿の発行
- (2) 会報の発行
- (3) 講演会、親睦会等の開催
- (4) その他この法人の目的を達成するのに必要な事業

第3章 会員及び代議員、社員

(会員及び代議員)

第5条 この法人は東京大学工学部機械工学系の学部学科を卒業、又は関連する大学院専攻を修了した者及びそれらに係る教員を会員とする(該当する学部学科及び大学院専攻は別表参照)。

2 会員は、代議員を最大50名選出し、その代議員をもって、当法人の社員とする。代議員の選出方法については理事会で別途定める。

(入会)

第6条 この法人の会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を、会長に提出しなければならない。入会手続きの詳細は理事会で別途定める。

(会費)

第 7 条 会員は、この法人の運営及び事業の実施に要する経費に充てるため、社員総会の決議により別に定める会費規程に基づき、別途定める会費を負担しなければならない。会費は必要に応じ改定できるものとする。

(退会)

第 8 条 会員は、退会しようとするときは、事前に会長に書面をもって届け出なければならない。退会手続の詳細は理事会で別途定める。

(除名)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するときは、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う社員総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前二条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき。
- (2) 会員が死亡し若しくは失踪宣告を受けたとき又は破産したとき。
- (3) 会員が成年被後見人又は被保佐人になったとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 会員がその資格を喪失しても、既に納付した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第 4 章 社員総会

(構成)

第 12 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 13 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員を選任及び解任

- (2) 定款の変更
- (3) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (4) 入会の基準及び会費の金額
- (5) 会員の除名
- (6) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (9) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第14条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

- 2 定時社員総会は、毎年1回、事業年度終了後3箇月以内に開催する。
- 3 臨時社員総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
 - (2) 総社員の議決権の10分の1以上を有する会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求が理事にあったとき。
- 4 前項第2号の請求をした社員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。
 - (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、理事会の決議を経て、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。召集通知は書面又は電磁的方法によることができる。

(議長)

第16条 定時社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故ある場合その他やむを得ない事情により出席できない場合は、当該社員総会に出席した副会長のうちから議長を選出する。

- 2 臨時社員総会及び第14条第3項第2号の規定に基づく臨時社員総会を開催した場合には、出席した社員のうちから議長を選出する。

(定足数)

第17条 社員総会は、社員の過半数の出席がなければ開催できない

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決

権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは議長の裁決するところによる。

(書面議決等)

第19条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法により、又は代理人をもって、議決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を社員総会ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により議決権を行使する場合は、当該社員は出席したものとみなす。

(社員総会の決議の省略)

第20条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会への報告の省略)

第21条 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した理事又は監事のうちからその社員総会において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印する。

第5章 役員

(種類及び定数)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上30名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち1名を代表理事(会長)とし、6名以内を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般社団・財団法人法」という。)第91条第1項第2号に規定する業務執行理事(副会長)とすることができる。

(選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事及び監事は、社員のうちから選任する。

3 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。

4 前項で選定された代表理事は会長に就任する。

- 5 第3項で選定された業務執行理事は副会長に就任する。
- 6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 7 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事(会長)は、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 業務執行理事(副会長)は、会長を補佐するとともに、その業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。
 - 4 代表理事、業務執行理事の権限は、理事会の決議により別に定める職務権限規程による。
 - 5 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類、事業報告等を監査すること。
 - (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときには意見を述べること。
 - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
 - (5) 前号の報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
 - (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
 - (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
 - (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

- 第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、第1項の規定にかかわらず、現任理事の残任期間とする。
- 5 理事又は監事は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第28条 役員は、いつでも社員総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第29条 役員にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員の報酬等及び費用に関する規程による。

(責任の免除又は限定)

第30条 この法人は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、一般社団・財団法人法第115条第1項に定める外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 入会の基準及び会費の金額
- (3) 規則の制定、変更及び廃止
- (4) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (5) 理事の職務の執行の監督
- (6) 代表理事並びに業務執行理事の選定及び解職

- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額な借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備
 - (6) 第30条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 一般社団・財団法人法第101条第2項及び第3項の規定により監事から代表理事に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、理事会を前条第3号の規定により理事が招集する場合及び同条第4号後段の規定により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3号の場合は理事が、同条第4号後段の場合は監事が、理事会を招集する。
- 3 代表理事は、前条第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集する場合には、会議の日時及び場所並びに目的である事項を、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故ある場合その他やむをえない事情により出席できない場合は、出席した理事の中から議長を選出する。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(財産の種別)

第41条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第42条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、社員総会の決議を得なければならない。

(財産の管理・運用)

第43条 この法人の財産の管理及び運用は、代表理事が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画書、収支予算書、並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載し

た書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類は、定時社員総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- 4 この法人は、第2項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第47条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、理事総数(理事現在数)の3分の2以上の議決を経て、社員総会の決議を得なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同様の理事会の議決を経て、社員総会の決議を得なければならない。

(会計原則等)

第48条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第49条 この法人は剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更

(定款の変更)

第50条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分

の2以上の議決により変更することができる。

(解散)

- 第51条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。
- 2 この法人が解散（合併による解散を除く。）をしたときは、遅滞なく認可行政庁に届け出なければならない。

(残余財産の帰属)

- 第52条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 支部

(支部)

- 第53条 この法人の会務及び事業の運営を円滑にするため、支部を置くことができる。
- 2 支部の種類、任務、構成等に関しては、理事会の議を経て別に定める。
- 3 支部に関し必要な細則は、代表理事が理事会の議を経て別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

- 第54条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決により、会長が別に定める。

第11章 公告方法

(公告)

- 第55条 この法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第12章 情報公開

(情報公開)

- 第56条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資

料等を積極的に公開するものとする。

附則

1 この法人の最初の事業年度は、この法人設立の日から平成27年8月31日までとする。

2 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

設立時社員 住所 東京都練馬区早宮一丁目4番20-302号

氏名 松本 洋一郎

設立時社員 住所 東京都中央区佃二丁目1番1-5001号

氏名 小枝 至

設立時社員 住所 東京都大田区下丸子四丁目2番3-1404号

氏名 佃 和夫

以上、一般社団法人東大機械同窓会を設立するため設立時社員の定款作成代理人である司法書士矢幡英興は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成27年 4月27日

東京都練馬区早宮一丁目4番20-302号

設立時社員 松本 洋一郎

東京都中央区佃二丁目1番1-5001号

設立時社員 小枝 至

東京都大田区下丸子四丁目2番3-1404号

設立時社員 佃 和夫

上記定款作成代理人

東京都千代田区九段南三丁目6番4-202号

司法書士 矢 幡 英 興

別表: 会員資格の該当する工学部機械工学系学部学科及び大学院専攻

1. 機械工学科及び専攻
2. 産業機械工学科及び専攻
3. 船用機械工学科及び専攻
4. 情報機械工学科及び専攻
5. 情報理工学系研究科知能機械情報学専攻
6. 新領域創成科学研究科人間環境学専攻
7. 船用機関学専修
8. 第二工学部
 - (A) 機械工学科
 - (B) 航空原動機学科
9. 内燃機関学科経由
10. その他、一般社団法人登録時に名簿に記載されている学科及び専攻